○防衛省告示第四十五号

防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（令和元年防衛省令第三号）第六条の規定により、対象施設の管理者を次のとおり指定し、令和五年三月十六日から施行する。

令和五年三月七日

防衛大臣　浜田　靖一

対象施設	対象施設の管理者
陸上自衛隊石垣駐屯地	石垣駐屯地司令
航空自衛隊防府北基地レーダー地区	防府北基地司令